

被災農地再生支援事業補助金に係る運用について

第1 事務手続きについて

1 石礫除去対策事業

- (1) 市町村からの交付申請等の書類は、各地方振興事務所（農業農村整備部）を經由し、県庁農村整備課へ提出する。
- (2) 県から市町村への交付決定や補助金交付等の事務は、県庁農村整備課が行う。
- (3) 事業に係る指導・助言や事業完了に伴う履行調査・実態調査は各地方振興事務所（農業農村整備部）が行う。

2 園芸農地再生支援事業

- (1) 市町村からの交付申請等の書類は、各地方振興事務所（農業振興部）を經由し、県庁みやぎ米推進課へ提出する。
- (2) 県から市町村への交付決定や補助金交付等の事務は、県庁みやぎ米推進課が行う。
- (3) 事業に係る指導・助言や事業完了に伴う履行調査・実態調査は各地方振興事務所（農業振興部）が行う。

3 事務手続きフロー

別紙のとおり。

第2 事業実施に関する注意点

1 事業の着手について

交付決定額と交付条件を内容とする交付決定通知以降に、事業着手（入札行為）が可能になる。交付決定前に事業に着手する場合は、事前に県に相談したうえで、交付決定前着手届を提出すること。

なお、交付決定通知までのあらゆる損失等は、自己の負担となる。

2 事業費の低減について

補助事業は、税金を使用した事業であることから事業の実施にあたっては、事業費の低減や事業を公平かつ適正に行うために、競争入札又は3社以上の見積り合わせにより契約業者を決定することとする。

なお、業務の履行が可能な業者が1社に限られるなどの明確な理由がある場合には、1社随意契約も可能とするが、事前に県に相談すること。

(1) 委託施行とする場合

指名競争入札

- ・その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの
- ・競争に加わるべき者の数が少数である契約
- ・一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(2) 資材等の購入、土壌分析委託及び機械等の賃貸借場合

販売業者等に見積書の作成を依頼する際は、購入資材規格や仕様等を示した仕様書を作成の上、書面により当該仕様書を提示した上で依頼するものとし、依頼する販売業者等が3社以上となるようにし、見積合わせを行う。

(3) 注意点

- 1) 指名競争入札を行う際は、指名する業者を十分に検討し、適切な業者を3社以上指名すること。
- 2) 入札の公告期間は、土日祝祭日を除く10日間以上を目安とする。
- 3) 入札は、第3者立会いの下に行うこと。

3 必要書類に関すること

(1) 必要書類の整理・保管

この事業に関するすべての書類（実施主体が提出・提示したものの写しや、事業に関する許認可に係る書類とその写しを含む）は、その原本（原本がない書類については写し）を整理し保管すること。

(2) 関係書類の整備等

1) 金銭出納帳

補助事業費に関する収入・支出について、他の会計と独立して整理しておくこと。
また、事業に関する金銭の収受を明確にするため、原則として事業専用の口座を設けること。

2) 役員会、総会等の議事録

事業実施に関して、総会、役員会等で議決した際の議事録を保管しておくこと。

3) 金融機関からの融資に関する書類

金融機関から事業に関する融資を受ける場合、関連する書類を保管しておくこと。